

阪大病院 医学研究奨学金への ご寄附の お願い

大阪大学医学部附属病院では、医学教育、学術研究や教育・研修の充実、および病院運営に対し、企業や個人の皆様方から広く寄附金を受け入れ、その成果を通じて地域連携支援や社会貢献に役立てています。

大阪大学医学部附属病院は、先進医療の開発をはじめ地域における中核病院としての機能の増進、質の高い医療を提供するための診療支援体制の整備、さらに、医療をとおして幅広い識見と豊かな人間性、高い倫理観を備えた医療人を育成する社会的使命を果たすことを基本方針としています。

大阪大学医学部附属病院の運営をはじめ教育研究の充実発展のために、格別のご支援をお願い申し上げます。

寄附金の 使い方

阪大病院医学研究奨学金は、病院運営や教育研究に必要な機器や消耗品の購入および教育研究に必要な旅費、ならびに医療従事者の育成などに使用させていただきます。

寄附の 申込み 手続き

阪大病院医学研究奨学金へ寄附をしていただける方は、別添用紙に必要事項を記入の上、下記の担当まで連絡をお願いします。なお、寄附金は手続き後にお振込みいただくこととなります。

問い合わせ先

大阪大学医学部附属病院 教育研究支援課総括係

大阪府吹田市山田丘2-15

☎ 06-6210-8277

<http://www.hosp.med.osaka-u.ac.jp/contribution/index.html>

寄附金の 受入れの 制限

次に該当する寄附金は、受入れることができません。

寄附金を受け入れることによって財政負担が伴うもの

寄附金を受け入れる場合に次の条件が附されているもの

- 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡すること
- 寄附金による学術研究の結果得られた知的財産権などを寄附者に譲与し、または無償で使用させること
- 寄附金について、寄附者が会計検査を行うこととされていること
- 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金の全部または一部を取り消すことができること

寄附金による 税制上の 優遇措置

寄附いただいた寄附金には、税制上の優遇措置があります。

寄附者が会社などの場合

寄附金の全額が損金に算入されます

寄附者が個人の場合

その年中に寄附した合計額(総所得額の40%を限度)から2千円を差し引いた額について、所得控除を受けることができます

ご寄附を いただいた方 への顕彰

阪大病院医学研究奨学金へご寄附をいただいた皆様には、

- 大阪大学総長名の感謝状を贈呈させていただきます。
- ご芳名を医学部附属病院のホームページに掲載させていただきます。
- さらに、累計50万円以上のご寄附をいただいた方には、ご芳名をプレートに記し、医学部附属病院の外来エントランスに掲示させていただきます。

